

11月は 守ろうよ 未来を見つめる 小さなひとみ 児童虐待防止推進月間

平成12年、児童虐待防止法の施行を機に、国は11月を「児童虐待防止推進月間」と定めています。

児童虐待はさまざまな要因が複雑に絡むことによって、どの家庭でも発生する可能性があります。

児童虐待を防ぐには、子どもたちの行動などの変化に周囲の大人たちが注意を払うことが必要。身近に居る地域のみなさんの早期発見や通報などが手掛かりとなります。

「他の家庭のこと」「しつこく聞いたらどうしよう」などと思わずに、気になる様子があれば迷わず児童相談所や市役所に連絡してください。



1人で悩まずに相談を

子どもと親の1対1の関係になると、すべての責任を一人で負わなければならなくなり、大変つらくなります。子育てに悩んだときは、お気軽に相談ください。

問い合わせ・相談

家庭児童相談室
糸島市役所子ども課 ☎(332)2074
子育て支援センターすくすく ☎(321)0464
福岡児童相談所 ☎(586)0023

子どもの養育費に関する法律相談

場所 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター (福岡県母子寡婦福祉連合会事務局内)

日時 下表のとおり

の昼部	日程	時間
の昼部	平成22年12月 1日(水)	13:00~15:00
	平成23年 1月 5日(水)	13:00~15:00
夜間の部	平成22年11月10日(水)	18:30~20:30
	平成22年11月24日(水)	18:30~20:30
	平成22年12月 8日(水)	18:30~20:30
	平成22年12月22日(水)	18:30~20:30
	平成23年 1月12日(水)	18:30~20:30
	平成23年 1月26日(水)	18:30~20:30

福岡県母子家庭等就業・自立支援センターでは、母子家庭の養育費や金銭の貸借問題などの生活上の問題について、弁護士による無料法律相談を実施します。

場所 福岡県母子家庭等就業・自立支援センター (福岡県母子寡婦福祉連合会 事務局内/春日市原町3丁目1番7号クローバープラザ東棟6階)

申し込み 相談日前日までに予約

※受付人数は、1日4人(先着順)。

相談時間 1人当たり30分程度

予約時間 平日9時から17時まで

予約・問い合わせ

福岡県母子家庭等就業・自立支援センター ☎(584)3922



児童 扶養手当認定請求 の手続きはお済みですか

法律の改正により、平成22年8月から父子家庭にも支給対象が拡大されました。まだ申請していない人は、早めに申請してください。

児童扶養手当とは

父母の離婚や死亡などにより、父や母と生計を同じくしていない児童に、手当を支給する制度です。

父への支給要件 子どもの生活に必要な監督・保護を行い、子と父の間に生活の一体性(同居が原則)がある父子家庭。

申請猶予期間

表1 所得制限限度額表

扶養親族などの数	請求者本人		扶養義務者など
	全部支給	一部支給	
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算	380,000円加算	380,000円加算

※所得=(年間収入金額-給与所得控除)-80,000円-主な控除(障がい者控除など)。

表2 手当の月額(平成22年度)

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,720円	46,720円	49,720円
一部支給	9,850円から41,710円まで	14,850円から46,710円まで	17,850円から49,710円まで

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3,000円加算されます。

①平成22年7月31日まで支給要件に該当する人：11月30日(火)までに申請をすれば「8月分」から支給。
②平成22年8月1日以降、11月30日(火)までに支給要件に該当する人：11月30日(火)までに申請をすれば「要件に該当した」

父子家庭のみなさんへ

日の翌月分「から」支給。
③11月30日(火)以降は「申請の翌月分」からの支給。
手当を受けられない人

①父が事実上の婚姻関係(内縁関係)にあるとき。
②児童が里親に委託されたり、児童養護施設などに入所しているとき。

③年金を受給できるとき。

対象児童 18歳到達後、最初の3月31日までの間にいる児童。

支給の制限 請求者や同居の扶養義務者(父母、兄弟など)に所得制限あり(表1)

手当の月額 表2のとおり

必要なもの 戸籍謄本(申請者と児童の戸籍が違う場合は、それぞれの戸籍)、年金手帳、申請者名義の通帳など。

※詳しくはお尋ねください。

受付場所 市役所子ども課

問い合わせ

糸島市役所子ども課

☎(332)2074

放課後児童クラブ

冬季臨時入所児童の受付

入所期間 12月24日(金)から1月7日(金)まで

※日曜日および12月29日(水)から1月3日(月)までは閉所します。

入所要件 保護者が仕事などで昼間家庭にいない、小学校1年生から3年生までの児童(勤務証明書などの提出が必要)

内容 遊びを中心とした活動(弁当持参)

利用料金 (別途保険料要)

①月曜から金曜まで利用 2300円

②月曜から土曜まで利用 3000円

※父・母子家庭、兄弟姉妹の2人目以降の入所は、減免対象になり、減免申請書の提出が必要です。

申込方法 入所申請書に必要事項を記入し、勤務証明書などを添えて、各放課後児童クラブまたは、市子ども課に提出(二丈・志摩支所でも受け付けます)。

受付期限 11月30日(火)

※受け付けについては、放課後児童クラブは、日曜日を除きます。また、市役所および各支所は、土・日曜日を除きます。

申請書 各放課後児童クラブと市役所子ども課、二丈・志摩支所にあります。

※市ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ

糸島市子ども課

☎(332)2074

第1回ころぼ糸島サロン開催

ころぼ糸島では、地域課題解決に向けて活動している団体と行政との協働の一環として、ころぼ糸島サロンを開催します。

このサロンは、ころぼ糸島の登録者・団体によるミニ講座と交流会の二部形式で行います。登録者などが講師として活動をPRできる場であり、さまざまな分野の団体とつながり、情報交換ができる場です。

活動中のみなさんや、ボランティアにちよつと興味があわてきた人など、どなたでも参加できます。気軽にご参加ください。

日時 12月1日(水) 13時30分から15時30分まで

場所 ころぼ糸島(前原中央3・4・3 NTT前原ビル)

内容 ①ミニ講座「健康&栄養

②交流会(茶話会)

講師 小川日出湖さん(NPO法人福岡県健康管理士会 理事長)

対象 ボランティアやNPOなど市民活動をしている人、活動したい人。

参加費 100円または茶菓子

募集人数 30名

申込方法 電話・FAX・Eメールにてお申し込みください。

※住所・氏名・電話番号を明記のこと。

申込締切 11月27日(土)

申し込み・問い合わせ

糸島市NPO・ボランティアセンター「ころぼ糸島」

☎FAX(332)6181

☎E-mail korabo@city.itoshima.lg.jp



宿題などに取り組む子どもたち